

## 学校安全推進事業

1. 創設年度：平成15年度

2. 令和4年度予算額：2.9億円

3. 事業概要

教職員や児童生徒の防犯、交通安全、防災に関する意識の向上を図り、児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身に着けさせる安全教育の充実や、児童生徒の生活の場である学校の安全管理体制の充実など、地域全体での学校安全の取組を推進する。

具体的には、教職員等向けの初期対応能力等向上のための講習会の実施の支援や、学校安全教室用リーフレットの作成、地域間・学校間・教職員間での学校安全の取組の差を解消するための地域全体での体制の構築等への支援等を実施する。

<直接実施、委託>

4. 選定理由：ア（事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの）

令和4年3月閣議決定「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、教職員や児童生徒の防犯、交通安全、防災に関する意識の向上、安全教育の充実、学校の安全管理体制の充実等地域全体での学校安全の取組の推進は、政策的優先度が特に高いと考えており、今後、より効果的な方法を実施していくため、これまでの取組と成果を評価し、今後の事業展開・改善についての検討を行う必要があるため。

5. 想定される論点

防犯、防災等に加え、登下校時を含む児童生徒等の安全確保に向けた対策を国として検討・実施することは急務である。また、これらについては、令和4年3月閣議決定「第3次学校安全の推進に関する計画」の策定に向けた議論を踏まえ、今後数年にわたり各取組を推進していく必要があるため、以下の論点で議論を行うことが想定される。

- ・ 目的を達成する上で、事業の実施方法が効果的なものになっているか
- ・ これまでの事業成果を踏まえた今後の事業の在り方

※ 成果指標（令和3年度）

- ・ 学校安全計画を策定している学校の割合
- ・ 学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数
- ・ 学校安全計画に教職員の研修等を盛り込んでいる学校の割合
- ・ 中核となる教職員が存在する学校の割合
- ・ 定期的または必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合

- 児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、**児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組**の推進が必要
- 地域間・学校間・教職員間の差を解消**し、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保が必要

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

## 都道府県等における教職員等への研修の実施

### 安全教育の指導者の養成

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

#### 防犯教室講習会

- 登下校時の危険と対処方法に関する指導
- 登下校の安全確保のポイント
- 不審者侵入時の対応など、学校における防犯対策
- 性犯罪を含む犯罪被害に遭わないための防犯指導 等



#### 防災教室講習会

- 災害時の危険予測・回避能力等を育むための指導
- 自然災害発生時の適切な判断と避難
- 学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成 等



#### 交通安全教室講習会

- 被害者・加害者にならないための交通安全教育
- 交通安全教室での効果的な指導方法
- 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導方法 等



◎ 教職員のための学校安全e-ラーニングの活用

### 教職員等の安全対応能力の向上

事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

#### 事故対応に関する講習会

- 事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること
- 第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること 等

#### 心肺蘇生法実技講習会

- 蘇生法訓練用人体模型（シミュレーター）を用いた実技講習 等



## 小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布

- 防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の新1年生全員に配布

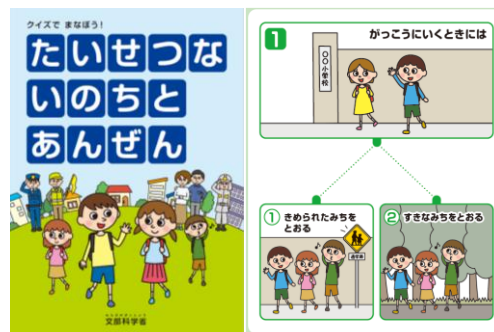
教職員等の  
安全教育に  
おける**指導  
力の向上**

教職員等の  
**安全対応  
能力の向上**

児童生徒等が  
**安全に関する  
資質・能力**  
を身に付ける

児童生徒等の  
障害や重度の  
負傷を伴う  
**事故の減少**

児童生徒等の  
**死亡事故の  
発生件数  
の減少**



【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成24年度事業開始】

## 学校安全に関する課題

- 学校安全に関し、地域間・学校間・教職員間の取組の差があるとともに、継続性が確保されていない現状がある。
- 学校における働き方改革を受け、学校と地域の適切な役割分担を促進し、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した、学校安全推進体制の構築を図る必要がある。
- 社会的環境の変化に伴う犯罪被害の多様化や気象災害の激甚化など、防犯・防災について一層の対応の必要性がある。
- 令和3年度中に策定予定の「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、上記の課題への対応を含め、全国的な学校安全の取組の質の向上が必要である。

## 「第3次学校安全の推進に関する計画」の策定に向けた議論を踏まえた取組の推進（R4年度～R8年度）

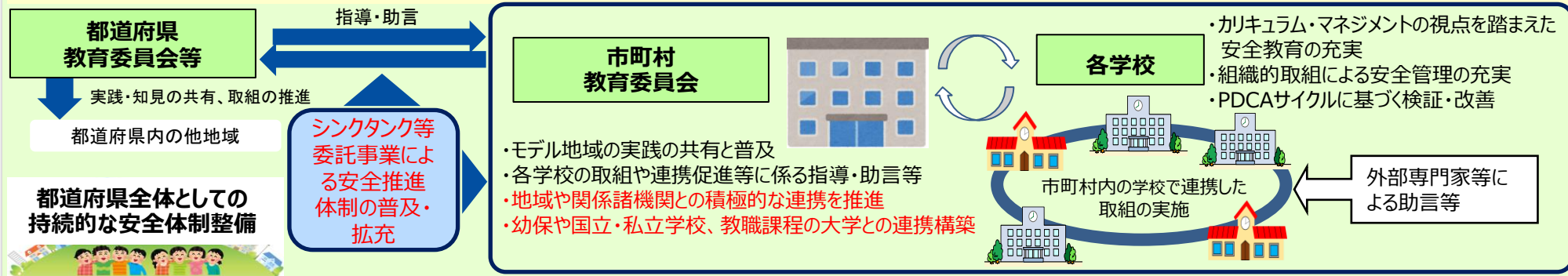
<b>安全教育の充実</b> 教科等横断的な視点での学校安全計画策定、新たな安全教育の手法開発	<b>国立・私立学校の連携の強化</b> 国立・私立各学校を含めた学校安全について協議する推進委員会・実践委員会の実施	<b>専門的知見の活用</b> 学校安全に関する有識者（学識経験者等）との連携を図り、専門的知見の活用の推進	<b>先端技術を活用した設備・備品の充実</b> オンラインシステムの整備や、緊急地震速報受信機、防犯カメラ、通学路安全見守りシステム等の先端技術を活用した安全教育・安全管理の促進	<b>中核教員の資質の向上</b> 中核教員の先進地視察や研修会への積極的な参加	<b>学校間連携の促進</b> 災害発生時の異校種を含む学校間相互支援体制の構築	<b>幼稚園、保育所等との連携の充実</b> 幼保の段階から小・中・高とシームレスな安全教育を展開	<b>地域と連携した安全教育の展開</b> コミュニティスクールや地域学校協働活動等の学校と地域との連携・協働体制の仕組みの活用	<b>教職課程の学生の活用</b> 教職課程の大学と連携し、教員志望の学生を積極的に活用
--	--	---	---	---	---	--	---	---

※上記の他、安全推進計画の議論を踏まえた取組を推進

### 「学校安全推進体制の構築」

地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール（SPS）※等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国公立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。

※学校・家庭・地域・関係機関が一体となって学校安全の取組を継続的に実践する学校



## 安全教育の推進に関する調査研究

- 学校管理下における事故防止に関する調査研究 通学時等を含めた学校安全について、地域ごとの環境等の違いを踏まえた効果的な対策等を検討
- 安全教育の質向上に向けた調査研究 実践的な防災教育や避難訓練を実施し、効果的に活用できる「防災教育の手引き」等の開発

# 第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

## I 総論

### 第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性  
など

### 施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

### 目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

## II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

## 推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

## 推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

## 推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

## 推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

## 推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

## 政策・施策・事業整理票

総合教育政策局

## 政策

政策目標	1  新しい時代に向けた教育政策の推進
概要	国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。



## 施策

※令和3年度事前分析表より転記

施策の概要及び達成目標のどこを達成しようとしているのか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

達成目標のうち、当該事業が具体的にどの達成目標にあたるのか分かるよう、該当部分を灰色に塗りつぶす。

施策目標	1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進
施策の概要	我が国の重要な課題である、男女共同参画社会及び障害者、外国人等と共に生きる共生社会の実現に向け、文部科学省の所掌分野である教育分野での取組を推進する。また、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにする不可欠の前提となる学校安全を推進する。
達成目標1	男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。
達成目標2	帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援体制を整備する。
達成目標3	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。
達成目標4	消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。
達成目標5	<u>教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図る。</u>
達成目標6	保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。



## 事業

※令和3年度レビューシートより転記

施策の達成目標と当該事業の目的・事業概要の関連を整理し、また当該事業の成果と上位施策との関係を明確にする。

当該事業の目的・概要・アウトカム・アウトプットのうち、どこが特に関連しているか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

事業名	学校安全推進事業
事業の目的	教職員や児童生徒の防犯、交通安全、防災に関する意識の向上を図り、児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の充実や、児童生徒の生活の場である学校の安全管理体制の充実など、地域全体での学校安全の取組を推進する。
事業概要	①学校安全教室の推進（平成15年度～） 学校における学校安全教室（防犯教室、防災教室及び交通安全教室）の講師となる <b>教職員等に対する講習会</b> や、 <b>教職員等向けの事件事故発生時の初期対応能力等向上のための講習会の実施を支援</b> するとともに、小学校新一年生向け学校安全教室用リーフレットを作成する。 ②学校安全総合支援事業（平成24年度～） 地域間・学校間・教職員間での学校安全の取組の差を解消するため、 <b>地域全体での体制の構築への支援</b> 等を行う。

アウトカム	①	定量的な 成果目標	全ての学校において学校安全計画を策定する。
		成果指標	学校安全計画を策定している学校の割合 (学校安全計画策定学校数/全国の学校数) ※令和3年度実績は取組状況調査に基づき令和5年2月頃確定後、記載予定
	②	定量的な 成果目標	学校管理下における死亡事故の発生件数を限りなくゼロにする。
		成果指標	学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数 ※前年度実績はJSCの公表に基づき12月頃確定後記載予定
	③	定量的な 成果目標	教職員の学校安全に関する資質と能力を向上する。
		成果指標	学校安全計画に教職員の研修等を盛り込んでいる学校の割合(学校安全計画に教職員の研修等を盛り込んでいる学校数/学校安全計画を策定している学校数) ※令和3年度実績は取組状況調査に基づき令和5年2月ごろ確定後、記載予定
	④	定量的な 成果目標	学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制の構築する。
		成果指標	中核となる教職員が存在する学校の割合 (中核となる教職員が存在する学校数/学校安全計画を策定している学校数) ※令和3年度実績は取組状況調査に基づき令和5年2月ごろ確定後、記載予定
	⑤	定量的な 成果目標	全ての学校において危険等発生時等対処要領(危機管理マニュアル)の見直しを行う。
		成果指標	定期的または必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合 (危機管理マニュアルの見直しを行った学校数/危機管理マニュアルを策定している学校数) ※令和3年度 実績は取組状況調査に基づき令和5年2月ごろ確定後、記載予定
アウトプット	(1)	防犯教室、交通安全教室及び防災教室の講師となる教職員に対する講習会、心肺蘇生法実技講習会及び学校 事故対応に関する講習会の開催数	
	(2)	児童向けリーフレットの作成・配付部数	
本事業の成果 と上位施策と の関係	全ての学校において、安全教育や安全管理を組織的に実施することや、保護者やボランティア等による登下校の見守りなどの地域との連携を推進することを通じて、教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図ることにより、 学校安全の推進に寄与する。		

令和3年度行政事業レビューシート( 文部科学省 )

事業名	学校安全推進事業			担当部局	総合教育政策局	作成責任者			
事業開始年度	平成15年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	男女共同参画共生社会学習・安全課	男女共同参画共生社会学習・安全課長 石塚 哲朗			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	学校保健安全法第3条、第26条～第30条			関係する計画、通知等	・学校保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成20年6月10日参議院文教科学委員会) ・第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定) ・第2次学校安全の推進に関する計画(平成29年3月24日閣議決定)				
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	文教及び科学振興				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	教職員や児童生徒の防犯、交通安全、防災に関する意識の向上を図り、児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の充実や、児童生徒の生活の場である学校の安全管理体制の充実など、地域全体での学校安全の取組を推進する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①学校安全教室の推進(平成15年度～) 学校における学校安全教室(防犯教室、防災教室及び交通安全教室)の講師となる教職員等に対する講習会や、教職員等向けの事件事故発生時の初期対応能力等向上のための講習会の実施を支援するとともに、小学校新一年生向け学校安全教室用リーフレットを作成する。 ②学校安全総合支援事業(平成24年度～) 地域間・学校間・教職員間での学校安全の取組の差を解消するため、地域全体での体制の構築への支援等を行う。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	224.6	234.1	243.9	243.9	294.3		
	執行額	146.3	154.5	116.8	-	-			
	執行率(%)	65%	66%	48%	-	-			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	65%	66%	48%	-	-				
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	教育政策推進事業委託費	228.7	279.1	学校安全総合支援事業の進め方に不安のある自治体や、今後国の予算でSPSの普及や学校安全の推進を検討していきたい自治体及び学校に対して、シンクタンクの役割を果たす団体に委託し、各都道府県等での取組の促進を図るため増額するもの。					
	教職員研修費	12.2	12.2	※金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。					
	職員旅費	1.4	1.5						
	委員等旅費	0.9	0.9						
	諸謝金	0.4	0.4						
	計	243.9	294.3						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 3 年度	
	全ての学校において学校安全計画を策定する。	学校安全計画を策定している学校の割合(学校安全計画策定学校数/全国の学校数) ※令和3年度実績は取組状況調査に基づき令和5年2月頃確定後、記載予定	成果実績	%	96.3	-	-	-	-
		目標値	%	100	-	-	-	100	
		達成度	%	96.3	-	-	-	-	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査※(平成30年度実績)で96.3%。 ※3年ごとに行っている悉皆調査。								



成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標最終年度
								- 年度	3 年度
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	学校管理下における死亡事 故の発生件数を限りなくゼロにする。	学校管理下における事件・ 事故災害で死亡する児童生 徒等の数 ※前年度実績はJSCの公 表に基づき12月頃確定後記 載予定	成果実績	件	74	56		-	-
			目標値	件	0	0	0	-	0
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	学校管理下の災害(独立行政法人日本スポーツ振興センター)における学校管理下の死亡状況。								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標最終年度
								- 年度	3 年度
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	教職員の学校安全に関す る資質と能力を向上する。	学校安全計画に教職員の 研修等を盛り込んでいる学 校の割合(学校安全計画に 教職員の研修等を盛り込ん でいる学校数/学校安全計 画を策定している学校数) ※令和3年度実績は取組状 況調査に基づき令和5年2 月ごろ確定後、記載予定	成果実績	%	87.8	-	-	-	-
			目標値	%	90	-	-	-	100
			達成度	%	97.6	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査※(平成30年度実績)では87.8% ※3年ごとに行っている悉皆調査。								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標最終年度
								- 年度	3 年度
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	学校安全の中核となる教職 員を中心とした組織的な学 校安全体制の構築する。	中核となる教職員が存在す る学校の割合 (中核となる教職員が存在 する学校数/学校安全計 画を策定している学校数) ※令和3年度実績は取組状 況調査に基づき令和5年2 月ごろ確定後、記載予定	成果実績	%	98.9	-	-	-	-
			目標値	%	100	-	-	-	100
			達成度	%	98.9	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査※(平成30年度実績)で98.9% ※3年ごとに行っている悉皆調査。								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標最終年度
								- 年度	3 年度
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	全ての学校において危険等 発生時等対処要領(危機管 理マニュアル)の見直しを行 う。	定期的または必要に応じて 危機管理マニュアルの見直 しを行った学校の割合 (危機管理マニュアルの見 直しを行った学校数/危機 管理マニュアルを策定して いる学校数)※令和3年度 実績は取組状況調査に基 づき令和5年2月ごろ確定 後、記載予定	成果実績	%	92.2	-	-	-	-
			目標値	%	100	-	-	-	100
			達成度	%	92.2	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(平成30年度実績)で92.2% ※3年ごとに行っている悉皆調査。								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	防犯教室、交通安全教室及び防災教室の講師となる教職員に対する講習会、心肺蘇生法実技講習会及び学校事故対応に関する講習会の開催数	活動実績		回	221	222	122	-	-
当初見込み			回	234	196	202	214	214	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
	児童向けリーフレットの作成・配付部数	活動実績		部	1,280,500	1,265,500	1,268,000	-	-
当初見込み			部	1,070,000	1,280,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	防犯教室、交通安全教室及び防災教室の講師となる教職員に対する講習会、心肺蘇生法実技講習会及び学校事故対応に関する講習会費／開催数	単位当たりコスト		円	71,355	64,764	43,187	98,167	
計算式			円/件	15,769,428/ 221	14,377,580/222	5,268,785/122	21,007,715/214		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	児童向けリーフレットの作成経費／作成部数	単位当たりコスト		円	6	6	5	5	
計算式			円/部	8,115,136 /1,280,500	7,685,950/1,265,500	6,732,533/1,268,000	7,000,000/1,300,000		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	1 新しい時代に向けた教育政策の推進							
	施策	1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 3 年度
		学校安全計画を策定している学校の割合	実績値	%	96.3	-	-	-	-
			目標値	%	100	-	-	-	100
		定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 3 年度
		危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成している学校の割合	実績値	%	97.2	-	-	-	-
			目標値	%	100	-	-	-	100
		定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 3 年度
		地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている学校の割合	実績値	%	64	-	-	-	-
目標値			%	100	-	-	-	100	
定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 3 年度	
登下校中に保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した学校の割合		実績値	%	76.7	-	-	-	-	
		目標値	%	90	-	-	-	100	
定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標年度 3 年度	
学校安全計画の中に、職員の研修等の内容について盛り込んでいる学校の割合		実績値	%	87.8	-	-	-	-	
		目標値	%	90	-	-	-	100	
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
全ての学校において、安全教育や安全管理を組織的に実施することや、保護者やボランティア等による登下校の見守りなどの地域との連携を推進することを通じて、教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図ることにより、学校安全の推進に寄与する。									

新経済・財政再生計画改革工程表 2020	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)	単位	計画開始時	2年度	3年度	中間目標	目標最終年度
				- 年度			- 年度	- 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)	単位	計画開始時	2年度	3年度	中間目標	目標最終年度
				- 年度			- 年度	- 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係								

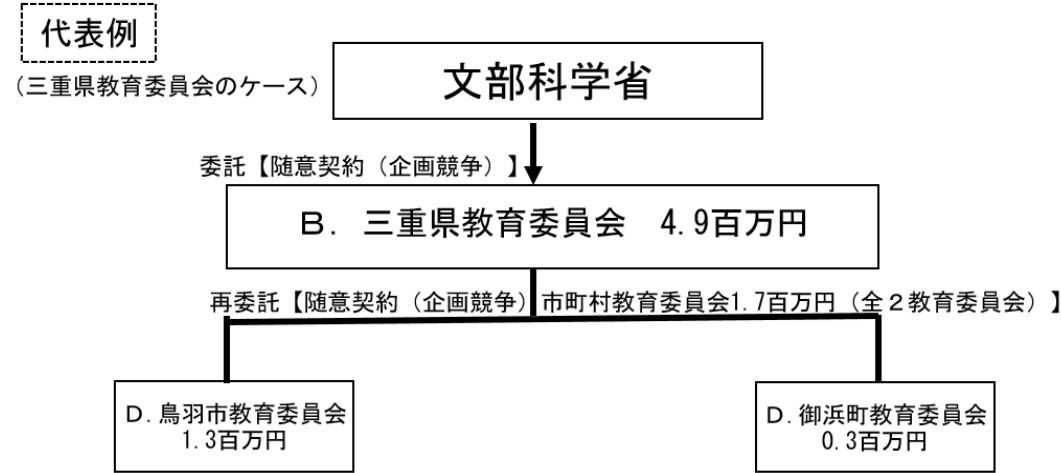
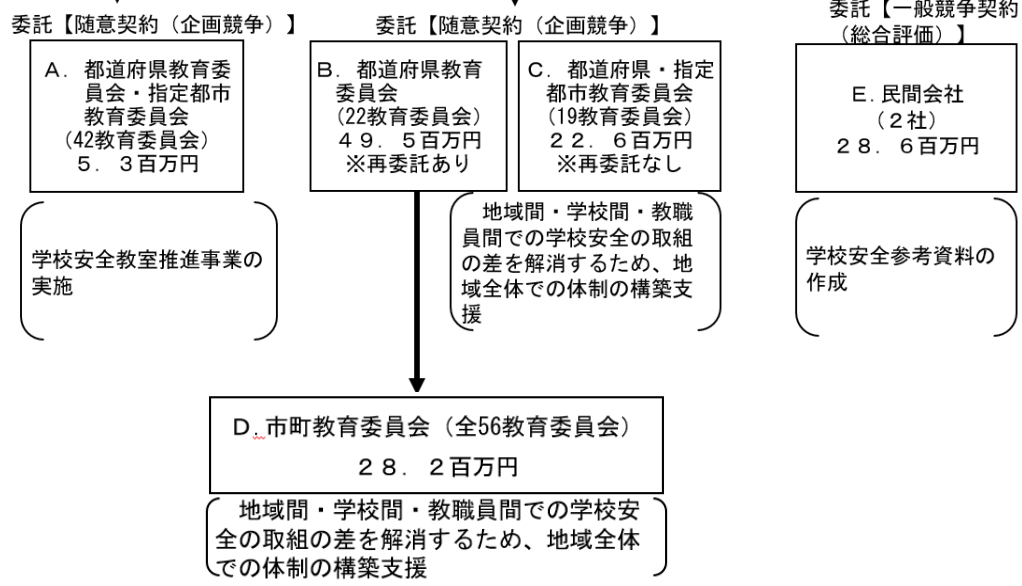
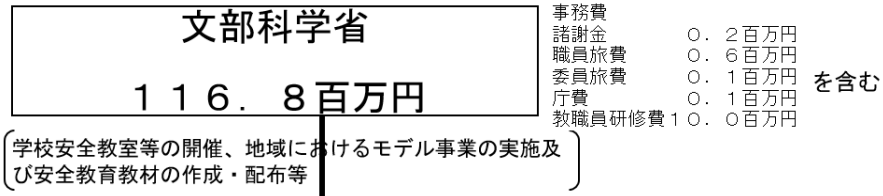
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	子供たちが、学校における活動中の事故や登下校における事件・事故に巻き込まれる事象が発生している現状を踏まえ、安全教室等の事業で安全に関する研修等を実施し、社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	全国的に、安全に関する最新情報を伝承して、教職員や児童生徒等の学校安全に対する意識の向上等を図ることから、国が事業を推進する必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「学校保健安全法」に基づき、「第2次学校安全の推進に関する計画」が策定されており、児童生徒の安全を取り巻く現状を鑑みると、本事業は政策の優先度・必要性が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	大部分の委託事業は、関係機関と連携し、円滑に事業を実施することが可能な都道府県教育委員会等を対象として企画競争を行い、選定の際は外部有識者によって事業の趣旨に合致しているか否かを精査している。 また、一者応札になった一部の委託事業については、事業の困難性を踏まえた事業計画作成期間に見合う公募期間を設定していなかったことによるものだと考えられるため、今後、公募期間を十分に検討し、公募期間の改善に努める。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	新型コロナウイルス対応も含め、子供たちを取り巻く学校安全の環境要因は多岐にわたっており、多くの自治体が安全教室の実施を企画している現状を踏まえた上で、額の確定においては十分精査するなどコスト削減に努めており、水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	契約時や確定検査等で支出の妥当性を検証しており、中間段階での支出は合理的なものとなっている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業計画書及び報告書について支出内容を確認し、不必要な支出が無いことを確認している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	再委託先との契約期間が短いことなどから執行残が一部あったが、さらに新型コロナウイルスの影響で予定していた安全教室の実施回数が大幅に減り、不要率がより大きくなった。
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業計画書を審査し、不必要な経費については、指摘し、削減させた。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	学校管理下における死亡事故発生件数は、年々減少しており、学校安全計画の策定割合、及び同計画に教職員の研修を盛り込んでいる学校の割合は、ともに目標値に限りなく近い。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	既に様々な教員研修を実施している教育委員会への直接委託になるため、業者への委託など他の手段・方法より効果的かつ低コストで実施できる効果的な事業である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	新型コロナウイルス感染症防止のため、安全教室の実施回数は減ったが、ほかの活動実績はおおむね当初の見込みどおり。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業で作成した小学校新一年生向け学校安全教室用リーフレットを全国に配布し、各学校で活用されている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	再委託先との契約期間が短いことなどから、以前から執行率は低かったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止のため安全教室の総実施回数が減少したため執行額がさらに低くなってしまった。しかし、児童生徒に対する学校安全の充実に必要不可欠な事業であり、学校管理下での死亡事故発生件数が減少していることからすれば、引き続き実施すべきものと判断している。	
	改善の方向性	再委託先の契約期間が少しでも長くなるよう、できるだけ早く委託先との契約を締結するとともに、年度ごとの執行状況を分析し、より効率的・効果的なものとなるよう、事業内容の見直しを具体的に検討していく。	
<b>外部有識者の所見</b>			
事業の目的及び内容については施策目標の達成手段として適切なものとなっている。また、アウトカム指標が網羅的に設定されており、事業の効果を検証するには十分と認められる。 連続して不用額が生じているものの合理的な理由があることから、事業の執行管理については適切に行われていると認められる。(水田健輔)			
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>			
現状通り	この事業は、外部有識者の点検、事業所管部局による自己点検及び行政事業レビューワーキングチームによる点検の結果を踏まえ、特段の見直しは要しないものと考えられる。		
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>			
現状通り	引き続き効率的な執行に努めるとともに、今後も広く普及啓発に努めていく。		
<b>備考</b>			
リーフレットについては、文部科学省HPIに掲載している。URL: <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1358581.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1358581.htm</a>			
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>			
平成22年度	0097/0098/0099		
平成23年度	0325		
平成24年度	0346		
平成25年度	0076		
平成26年度	0080		
平成27年度	0077		
平成28年度	0076		
平成29年度	0080		
平成30年度	80		
令和元年度	文部科学省 - 0050		
令和2年度	文部科学省 - 0051		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

なお、金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・用途  
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.大阪府教育委員会			B.三重県教育委員会		
費目	用途	金額(百万円)	費目	用途	金額(百万円)
借損料	講習会会場借料	0.3	諸謝金	学校安全・学校防災アドバイザー謝金	2.5
印刷製本費	成果発表会冊子	0.2	再委託費	鳥羽市教育委員会・御浜町教育委員会	1.7
諸謝金	学校安全教室アドバイザー・講師謝金	0.1	旅費	学校安全・学校防災アドバイザー旅費	0.6
			消耗品費	印刷トナー・事務用品等	0.1
計		0.6	計		4.9
C.大阪府教育庁			D.石巻市教育委員会		
費目	用途	金額(百万円)	費目	用途	金額(百万円)
旅費	学校防災アドバイザー講師旅費	2.1	設備備品費	緊急地震速報受信機・防犯カメラ	1.2
雑役務費	スクエアストレイト交通安全教室	1.9	消耗品費	印刷機インク・事務用品等	0.6
諸謝金	学校防災アドバイザー講師謝金	0.8	その他	報告書製本等	0.1
印刷製本費	成果発表会冊子・事業報告	0.6			
借損料	研修会・成果発表会会場費	0.2			
計		5.6	計		1.9
E.株式会社社会安全研究所			F.		
費目	用途	金額(百万円)	費目	用途	金額(百万円)
人件費	ガイドライン作成作業	11.6			
その他	会議資料の印刷等	2.8			
諸謝金	有識者による委員会謝金	0.4			
計		14.8	計		0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪府教育委員会	4000020270008	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.6	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
2	秋田県教育委員会	1000020050008	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.4	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
3	鹿児島県教育委員会	8000020460001	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.4	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
4	横浜市教育委員会	3000020141003	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.4	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
5	兵庫県教育委員会	8000020280003	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.3	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
6	奈良県教育委員会	1000020290009	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.2	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
7	長野県教育委員会	1000020200000	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.2	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
8	埼玉県教育委員会	1000020110001	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.2	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
9	沖縄県教育委員会	1000020470007	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.2	随意契約 (企画競争)	42	100%	-
10	三重県教育委員会	5000020240001	学校安全に関する教職員講習会等の実施	0.2	随意契約 (企画競争)	42	100%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三重県教育委員会	5000020240001	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	4.9	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
2	大分県教育庁	1000020440001	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	4.7	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
3	埼玉県教育委員会	1000020110001	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	4.6	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
4	岩手県教育委員会	4000020030007	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	3.6	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
5	徳島県教育委員会	4000020360007	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	3.5	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
6	高知県教育委員会	5000020390003	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	3	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
7	福岡県教育委員会	6000020400009	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	3	随意契約 (企画競争)	41	100%	-

8	佐賀県教育委員会	1000020410004	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	3	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
9	愛媛県教育委員会	1000020380008	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	2.7	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
10	兵庫県教育委員会	8000020280003	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	2.7	随意契約 (企画競争)	41	100%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	神戸市教育委員会	9000020281000	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	3.5	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
2	長野県教育委員会	1000020200000	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	2	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
3	大阪府教育庁	4000020270008	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.8	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
4	石川県教育委員会	2000020170003	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.6	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
5	山口県教育委員会	2000020350001	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.5	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
6	栃木県教育委員会	5000020090000	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.5	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
7	千葉県教育庁	4000020120006	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.3	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
8	秋田県教育庁	1000020050008	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
9	新潟県教育庁	5000020150002	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	0.8	随意契約 (企画競争)	41	100%	-
10	北海道教育庁	7000020010006	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	0.7	随意契約 (企画競争)	41	100%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	石巻市教育委員会	1000020042021	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.9	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
2	小松島市教育委員会	6000020362034	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.4	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
3	鳴門市教育委員会	6000020362026	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.4	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
4	鳥羽市教育委員会	8000020242110	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.3	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
5	徳之島町教育委員会	9000020465305	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1.1	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
6	新上五島町教育委員会	1000020424111	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
7	黒潮町教育委員会	9000020394289	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	1	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
8	常滑市教育委員会	3000020232165	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	0.9	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
9	草加市教育委員会	6000020112216	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	0.9	随意契約 (企画競争)	56	100%	-
10	松崎町教育委員会	9000020223051	学校安全の組織的な取組を実施するための体制を構築する。および、体系的・系統的な実践的な安全教育の実施	0.9	随意契約 (企画競争)	56	100%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社社会安全研究所	3011101024462	学校の「危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」	14.8	一般競争契約 (総合評価)	1	100%	-
2	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	3010401011971	地域における通学路の安全確保の方策等についての調査研究	13.8	一般競争契約 (総合評価)	1	100%	-

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

## 国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-



## 令和3年度実施施策に係る事前分析表

(文R3-1-6)

施策名	男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進				部局名	総合教育政策局 男女共同参画共生社会・安全課		作成責任者	石塚 哲朗		
施策の概要	我が国の重要な課題である、男女共同参画社会及び障害者、外国人等と共に生きる共生社会の実現に向け、文部科学省の所掌分野である教育分野での取組を推進する。また、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにする不可欠の前提となる学校安全を推進する。							政策評価 実施予定時期	令和5年度以降に実施		
施策の予算額 (当初予算) (千円)	令和2年度		令和3年度		施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)			第3期教育振興基本計画 達成目標1～3 第5次男女共同参画基本計画 第4次障害者基本計画 第2次学校安全の推進に関する計画 等			
	4,095,395		4,216,545								
達成目標1	男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。					目標設定の 考え方・根拠		第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)において、男女共同参画を推進する教育・学習について盛り込まれているところである。また、第3期教育振興基本計画において、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、現代的・社会的な課題等に対応した学習を推進することが求められている。これらの取組を進めることにより、学校や社会教育施設において、学習者の多様なニーズに対応して、男女ともに、生涯を通じた幅広い学習機会を提供することを達成することが必要である。			
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R7年度	第5次男女共同参画基本計画 第10分野1男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において、「社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。」とされている。そのため、第5次男女共同参画基本計画終了年度である令和7年度までに、女性教育施設における学級・講座の開設数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。  出典：社会教育調査(女性教育調査)			
①女性教育施設における学級・講座開設数(趣味・けいこごと、体育・レクリエーションを除く) ※約3年ごとに調査	7,384件	—	—	9,995件	—	—	9,995件以上				
	年度ごとの目標値	—	—	9,735件以上	—	—					
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R7年度	第5次男女共同参画基本計画 第10分野1男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において、「社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。」とされている。そのため、第5次男女共同参画基本計画終了年度である令和7年度までに、女性教育施設における個人利用者数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。  出典：社会教育調査(女性教育調査)			
②女性教育施設の個人利用者数 ※約3年ごとに調査	2,199,560人	—	—	3,211,097人	—	—	3,211,097人以上				
	年度ごとの目標値	—	—	2,223,978人以上	—	—					

測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R7年度	
③小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における「男女共同参画」の初任者研修における校内研修・郊外研修（いずれかで実施）の実施率	45.1%	—	—	66.1%	—	—	90.0%	<p>第5次男女共同参画基本計画では、「女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない。」、さらに「幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。」と指摘されており、児童生徒に指導する立場にある教員に対して、研修を実施する必要があるため指標とした。</p> <p>目標値については、H23年度からH30年度にかけての実績値が20ポイント増であることから、H30年度からR7年度にかけても20ポイント以上の実績値増を目指す、90.0%とした。</p> <p>出典：初任者研修実施状況調査  ※H28、H29年度は、「人権教育・男女共同参画」の調査項目となっているため、R1年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査項目の簡素化のため、それぞれデータはない。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段（開始年度）		関連する指標		行政事業レビュー番号		備考		
女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業（令和2年度）		①②		0058		—		
子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業（令和3年度）		③		新3-0003		—		
独立行政法人国立女性教育会館運営費交付金に必要な経費（平成13年度）		①②		0059		女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を実施。		
独立行政法人国立女性教育会館施設整備に必要な経費（平成13年度）		①②		0060		安心・安全な研修環境の維持のため、施設整備を実施。		
独立行政法人国立女性教育会館「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修（管理職コース）」（平成18年度）		①②		—		男女共同参画社会の形成を推進するため、地域における男女共同参画の推進者を対象として、知識・企画力・実践力を養うための高度で専門的な研修を実施している。		
独立行政法人国立女性教育会館女性情報ポータル及びデータベースの整備充実、利便性の向上（平成18年度）		①②		—		女性情報ポータル・データベースのデータやコンテンツを継続的に整備充実することにより、政策担当者、研究・学習者、団体・グループ関係者、メディア関係者等ユーザのニーズに、迅速・的確に応えるアクセス手段を提供している。		
昨年度事前分析表からの変更点		令和2年度に「次世代のライフプランニング教育推進事業」が終了したため、測定指標④は削除した。さらに、令和3年度から「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」を開始し、それに伴い測定指標③の記載内容を修正した。						

達成目標2	帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援体制を整備する。						目標設定の考え方・根拠	国内の帰国・外国人児童生徒等の学校への受入れ体制整備が重要であり、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和3年6月15日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ設定。
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H11年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
① 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合（%）	81.6%	76.9%	-	79.5%	-	-	対前回調査時増	<p>目標を達成するためには、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和3年6月15日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、公立学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図る必要があるため。</p> <p>分母：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（外国籍） 分子：公立学校における日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数（外国籍） 【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 ※なお、本調査は隔年に実施しており令和2年度が実施年であったが、新型コロナウイルス感染症対策による教育現場の影響を考慮し令和3年度に実施している。</p>
	年度ごとの目標値	82.9%	-	76.9%	-	79.5%		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H11年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
② 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合（%）	81.6%	74.3%	-	74.4%	-	-	対前回調査時増	<p>目標を達成するためには、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和3年6月15日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、公立学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図る必要があるため。</p> <p>分母：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍） 分子：公立学校における日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数（日本国籍） 【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 なお、平成11年度の基準値については、日本国籍の児童生徒について調査をしていなかったため、外国籍の児童生徒における日本語指導等特別な指導を受けている者の割合としている。 ※また、令和2年度及び令和3年度調査実施については上記のとおり</p>
	年度ごとの目標値	78.3%	-	74.3%	-	74.4%		

達成手段 (開始年度)		関連する 指標		行政事業レビュー 番号		備考			
外国人児童生徒等への教育の充実 (平成22年度) ※主要な予算事業である自治体の取組支援 を、従来の委嘱から補助事業に変更		①②		0057		—			
昨年度事前分析表からの変更点		新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し令和2年度調査を実施しなかったため、目標値を変更							
達成目標3		障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。				目標設定の 考え方・根拠		第3期教育振興基本計画や第4次障害者基本計画（H30年3月閣議決定）を踏まえ、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実することが必要である。	
測定指標		基準値	実績値				目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第4次障害者基本計画（H30～H34年度）における指標であり、実測値については、H30年度に実施した学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業の結果を用いた。
①学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合		34.3%	—	—	34.3%	—	—	H30年度比増	分母：18歳以上の障害者及び障害者を家族に有する者の回答者数（4650人） 分子：「生涯学習の機会がある」と回答した18歳以上の障害者及び障害者を家族に有する者の数（1595人） 【出典】「学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査」（文部科学省）
		年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	—	現在、障害者の学びの場づくりを中心的に支える役割を担う地方公共団体への働きかけや、プログラム開発及び連携体制の構築、研修会の実施等の事業を全国各地で行っているところである。これらの取組により、学びの場が増えることによって、当事者の意識調査である測定指標①の実測値も増加すると考えられるが、地方公共団体における取組は開始したばかりであり、具体的な目標数値を示すことが難しいため、目標値を「H30年度比増」としている。

達成手段 (開始年度)	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業（平成30年度）	①	0053	—
Special プロジェクト2020 (平成29年度) (再掲)	①	0333	—
障害のある学生の修学・就職支援促進事業 (令和2年度) (再掲)	①	0153	—
学校を核とした地域力強化プラン (平成27年度) (再掲)	①	0040	—
切れ目ない支援体制整備充実費補助 (平成29年度) (再掲)	①	0120	—
障害者等による文化芸術活動推進事業 (我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信 の一部) (令和元年度) (再掲)	①	0359	—
昨年度事前分析表からの変更点			

達成目標4	消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。						目標設定の考え方・根拠	第3期教育振興基本計画及び消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）を踏まえ、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ることが必要である。
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R6年度	第3期教育振興基本計画において「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として」消費者教育の推進を図るとされている他、消費者基本計画工程表においてKPIに設定している、「教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」をあげている割合」を測定指標とした。測定指標及び目標値は、消費者教育基本計画工程表のKPIに合わせて設定している。
①教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」をあげている割合	39.8%	—	—	—	39.8%	—	60.0%	分母：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会の回収数計 分子：教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」と回答した数 【出典】「令和元年度消費者教育に関する取組状況調査」（文部科学省） ※ 令和元年から令和3年度については隔年調査ではなく毎年調査することとなっていたが、令和2年度はコロナにより省全体として調査を控えることとされたため実施していない。
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R6年度	第3期教育振興基本計画において「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として」消費者教育の推進を図るとされている他、消費者基本計画工程表においてKPIに設定している「教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合」を測定指標とした。測定指標及び目標値は、消費者教育基本計画工程表のKPIに合わせて設定している。
②教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合	32.6%	—	—	—	32.6%	—	40.0%	分母：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会の回収数計 分子：社会教育分野で消費者教育関連の取組として教育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はないと回答した数を除いた数 【出典】「令和元年度消費者教育に関する取組状況調査」（文部科学省） ※ 令和元年から令和3年度については隔年調査ではなく毎年調査することとなっていたが、令和2年度はコロナにより省全体として調査を控えることとされたため実施していない。
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

達成手段 (開始年度)	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
成年年齢下げを見据えた若年者の消費者教育推進事業 (平成25年度) ※若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン(令和元年度～令和2年度)、連携・協働による消費者教育推進事業(平成30年度以前)より名称変更	①②	0051	—
昨年度事前分析表からの変更点			

達成目標5	教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図る。						目標設定の考え方・根拠	児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。また、児童生徒等は守られる対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成するしていくことが求められる（「第2次学校安全の推進に関する計画」）。 学校安全に関する取組は、安全教育と安全管理の2つの面から実施されている。こうした安全教育と安全管理が計画的・組織的に実施されることが重要である。
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
①学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数	48人	47人	57人	74人	56人	調査中	0人	第2次学校安全の推進に関する計画において、「学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指す」ことが、今後の学校安全の目指すべき姿として位置付けられているため。 【出典】「学校の管理下の災害」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H19年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
②学校安全計画を策定している学校の割合	82.9%	—	—	96.3%	—	調査中	100%	学校保健安全法第27条において、学校における安全に関する事項について各学校に学校安全計画を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で重要であるため。 H27年度（46,821/48,497）、H30年度（47,698/49,516） 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H19年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
③危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校の割合	84.7%	—	—	97.0%	—	調査中	100%	学校保健安全法第29条において、突発的、外因的な事件や事故に対応できるよう各学校に危機等発生時対処要領を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で重要であるため。 H27年度（47,155/48,497）、H30年度（48,045/49,516） 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		



測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H17年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
④登下校中に保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した小学校の割合	40.0%	—	—	93.2%	—	調査中	95%	学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、学校保健安全法第30条において、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。 H27年度（17,895/20,015）、H30年度（18,083/19,411） 分母：全国の小学校数 分子：該当する小学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段 （開始年度）		関連する 指標		行政事業レビュー 番号		備考		
子供を性犯罪等の当事者にしないための安全 教育推進事業（再掲） （令和3年度）		①②③④		新03-0003		—		
学校安全推進事業 （平成15年度）		①②③④		0054		—		
災害共済給付事業 （平成15年度）		①②③④		0055		—		
学校を核とした地域力強化プラン （平成27年度）（再掲）		④		0040		「学校を核とした地域力強化プラン」のうち「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により推進。		
昨年度事前分析表からの変更点		達成手段に新規事業を追加。						

達成目標6	保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。						目標設定の 考え方・根拠	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)に基づく基本計画(※)の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、関係府省庁と連携(関係省庁が実施する会議へのオブザーバー参画、啓発フォーラムの共同実施等)しつつ、文部科学省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者や青少年への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることとしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	青少年が適切にスマートフォン等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。しかしインターネット接続機器・接続方法の多様化等により、現在フィルタリング利用率は低い水準に留まっていることから、増加を目指す。 分母：青少年が「スマートフォン」を利用してインターネット利用している」と回答した保護者数 分子：「フィルタリングを使っている」と回答した保護者 ※出典：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」
①青少年のスマートフォンのフィルタリングサービス利用率	44.6%	44.6%	44.0%	36.8%	37.4%	40.6%	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	青少年が適切にインターネット等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨しており、すでに多くの家庭がインターネット利用に関するルールを決めている。家庭(場合により児童生徒間など)でのルール(利用時間や閲覧サイトの制限など)を決める事により、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等を防ぐことが期待できるため、今後も引き続きこの高い水準の維持に努める。 分母：青少年が「いずれかの機器」インターネットを利用していると回答した保護者数 分子：「インターネット利用に関する家庭のルールを決めている」と回答した保護者数 ※出典：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」
②インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合	80.2%	80.9%	83.5%	74.2%	77.4%	78.4%	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段 (開始年度)		関連する 指標			行政事業レビュー 番号		備考	
青少年を取り巻く有害環境対策の推進 (平成16年度)		①②			0056		—	
昨年度事前分析表からの変更点								